

伊勢志摩サミット三重県民会議部会運営規程

(総 則)

第1条 この規程は、伊勢志摩サミットの開催に伴い、伊勢志摩サミット三重県民会議（以下「県民会議」という。）が行う事業などに関する事項を協議するため、県民会議規約第13条の規定に基づき設置する部会の運営を円滑に行うことの目的とし、次のとおり必要な事項を定める。

(部会の設置)

第2条 県民会議に「企画運営部会」及び「事業推進部会」を置く。

(部会の業務)

第3条 企画運営部会は、次の業務を行う。

- (1) 役員会で審議すべき事項に関すること
- (2) 県民会議の運営全般に関すること
- (3) 収支計画に関すること
- (4) その他必要な事項

2 事業推進部会は、次の業務を行う。

- (1) 事業の企画・立案に関すること
- (2) 民間主導による事業との連携及び調整に関すること
- (3) 県、市町の事業との連携及び調整に関すること
- (4) その他必要な事項

(職 務)

第4条 それぞれの部会は、別表1に掲げる団体をもって構成する。

(部会長)

第5条 それぞれの部会に構成員の互選により部会長を置く。

- 2 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 3 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する者をもって充てる。

(ワーキング)

第6条 部会の運営を円滑に行うため、必要に応じてワーキングを設置することができる。

- 2 ワーキングに関する事項は、部会長が別に定める。

(招 集)

第7条 部会及びワーキングは、必要に応じて部会長が招集する。

2 部会及びワーキングの議長は、部会長又は部会長が指名する者をもって充てる。

3 部会長は、必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ、意見を求める
ことができる。

(庶 務)

第8条 部会に関する庶務は、県民会議事務局において処理する。

(補 則)

第9条 この規程に定めるもののほか、部会の運営に必要な事項は部会長が別に定め
る。

附 則

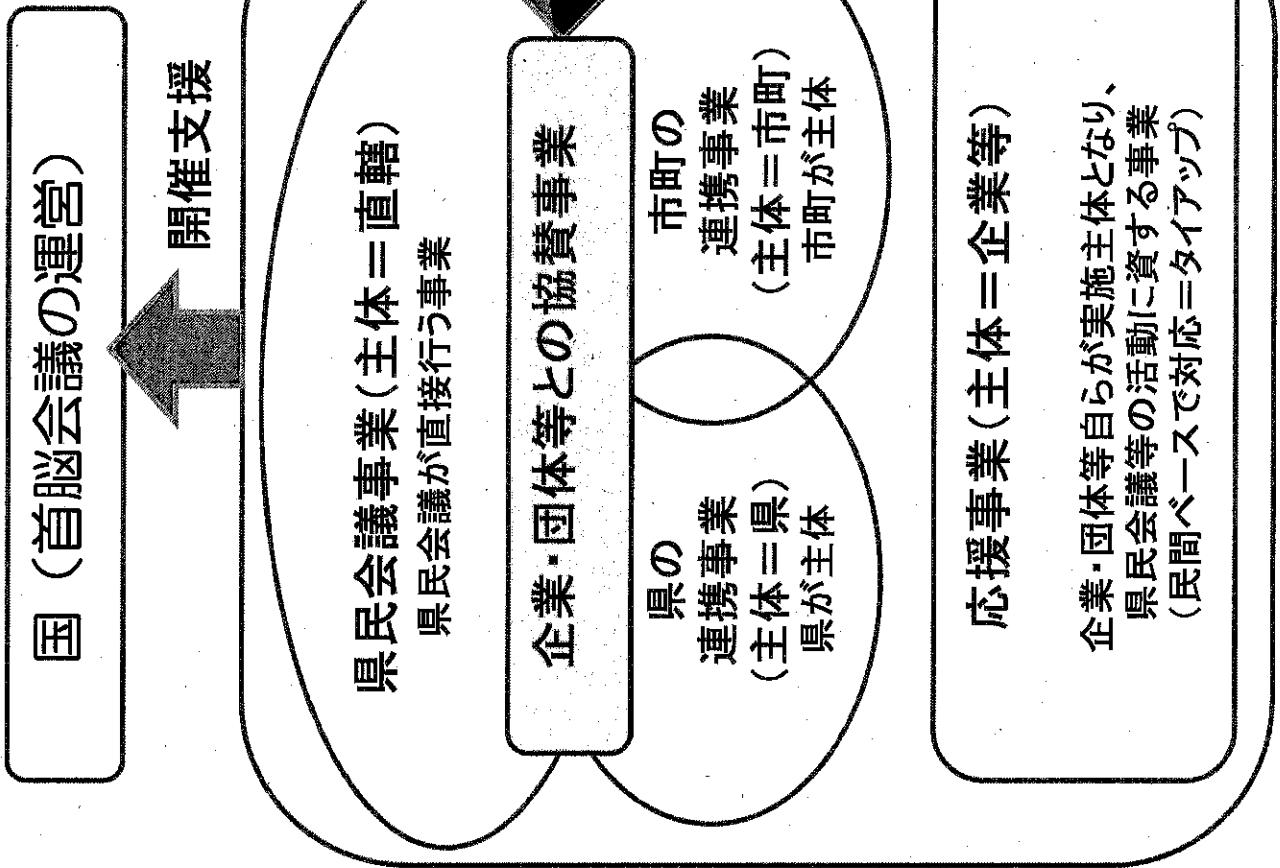
1 この規程は、平成27年7月27日から施行する。

別表 1 (第4条関係)

| 団体区分 | 企画運営部会 | 事業推進部会 |
|-----------------------------|--|--|
| 産業・経済 関係 | 三重県商工会議所連合会 三重県商工会連合会 三重県中小企業団体中央会 三重県農業協同組合中央会 三重県漁業協同組合連合会 三重県木材協同組合連合会 | 三重県商工会議所連合会 三重県商工会連合会 三重県中小企業団体中央会 三重県農業協同組合中央会 三重県漁業協同組合連合会 三重県木材協同組合連合会 |
| 宿泊・観光 関係 | 公益社団法人 三重県観光連盟 公益社団法人 伊勢志摩観光コンベンション機構 三重県旅館ホテル生活衛生同業組合 一般社団法人 全国旅行業協会三重県支部 | 公益社団法人 三重県観光連盟 公益社団法人 伊勢志摩観光コンベンション機構 三重県旅館ホテル生活衛生同業組合 一般社団法人 全国旅行業協会三重県支部 一般財団法人 伊勢志摩国立公園協会 |
| 交通・運輸 関係 | 近鉄グループホールディングス株式会社 三重交通グループホールディングス株式会社 | 近鉄グループホールディングス株式会社 三重交通グループホールディングス株式会社 東海旅客鉄道株式会社 |
| 教育関係 | | 三重県私学総連合会 |
| 環境・市 民・文化・ 国際交流関 係 | 公益財団法人 三重県国際交流財團 三重県ボランティア連絡協議会 | 公益財団法人 三重県国際交流財團 三重県ボランティア連絡協議会 |
| 行政 | 三重県、志摩市、伊勢市、鳥羽市、 南伊勢町、三重県市長会、三重県 町村会 | 三重県、三重県教育委員会、 志摩市、伊勢市、鳥羽市、南伊勢町、 三重県市長会、三重県町村会、三重 県市町教育長会 |

県民会議事業と協賛・応援事業等の関係

図（首脳会議の運営）



伊勢志摩サミット三重県民会議 事業計画（素案）

1 主要な取組について

(1) 「開催支援」に関すること

◆宿泊サービスの円滑な提供

- ・集中的に来県する関係者に対し、安定的かつ効率的に宿泊サービスを提供するため、民間事業者の協力により「宿泊予約センター」を設置。
- ・現在企画提案を募集中（7月28日締切）。

◆輸送サービスの円滑な提供

- ・関係者の移動を支援するため、バス等の移動手段の運行に係る協力、支援（国と調整予定）。

◆インフォメーション機能の整備

- ・世界各国からの来県者をおもてなしの心でお迎えするため、空港や駅等において移動支援、観光案内等を行うことを検討。
- ・通訳ボランティアの協力の検討。

◆警備関係への協力や住民への情報提供

- ・サミットに関する情報を、地元関係団体・住民に対し提供し、サミット開催に対する理解促進と歓迎機運醸成、住民が有する疑問や課題の解決を促進。
- ・地元市町等と調整し、年内及びサミット開催前に住民懇話会を開催予定。

◆弁当供給体制の整備

- ・警備・消防・医療・現地スタッフ等に対し、安全で安心な食事を大量に継続して供給できる体制を確保するため、弁当供給センターを設置。
- ・三重県産食材の使用も含めて検討中。秋を目途に企画提案を実施予定。

◆公式行事に伴う歓迎交流

- ・来県する各国首脳に歓迎の意を表するため、空港等において、国等と連携し歓迎行事を実施（国と調整予定）。
- ・各国首脳等を対象とした歓迎レセプションを開催し、歓迎の意を表明（国と調整予定）。
- ・子どもたち等が各国首脳と触れ合う機会をつくるため、県民・子どもたちの参加、地元との交流を検討。

◆配偶者プログラム

- ・三重県の魅力がプログラムに盛り込まれるよう、国と連携し提案や様々な情報提供を実施。
- ・1泊2日の限られた日程の中、テーマ性を持たせた視察先、体験内容を検討し、国に提案。

(2) 「おもてなし」に関すること

◆ 気運醸成に向けたサミットフォーラムの開催

- ・ サミットへの理解を深め、開催気運を醸成するとともに、「おもてなし」「明日へつなぐ」「三重の発信」などを県民とともに考えるサミットフォーラムを開催。

◆ おもてなし向上研修などの実施

- ・ 世界各国からの訪問者に満足いただけるおもてなしを行うとともに、国際観光地としてレベルアップしていくため、外国人接遇研修の実施や、外国人接遇用のハンドブックの制作・配布。

◆ 環境美化・清掃活動、飾花運動

- ・ サミット来訪者をおもてなしの心でお迎えするため、クリーンアップ運動や花いっぱい運動を展開。

◆ カウントダウンボード、共通歓迎デザイン等の作成、歓迎装飾など

- ・ サミットの開催気運の醸成や来訪者の歓迎のため、装飾や共通デザインの企画。
- ・ カウントダウンボードを県民会議事務局内に設置（7/15）。

(3) 「明日へつなぐ」プログラムに関すること

◆ ジュニアサミット

- ・ 三重の魅力の発信や明日へつながる交流を残すため、三重県の独自性を生かすとともに、県内高校生が参加者と交流できる機会を可能な限り設定できるプランを国へ提言。

◆ 県内学校、民間団体等による国際理解・国際交流などの展開

- ・ 明日を担う世代の育成をめざし、県内学校等での国際理解や給食での各国料理紹介や、民間団体等による国際理解・国際交流事業の実施。

(4) 「三重の発信」に関すること

◆ シンボルマークの制定

- ・ サミット歓迎の象徴とともに、サミットを契機とした三重からのメッセージとして県民会議シンボルマークを制作。

◆ ロゴマーク

- ・ サミット開催気運の醸成のため、県内学校等に向けて国のロゴマーク募集事業への積極的な協力を依頼。

◆ 三重テラス、関西事務所や県外イベント等

- ・ サミット開催地の全国的な発信のため、2016年伊勢志摩サミット開催決定記念企画（スタンプラリー等）を展開（三重テラス）。

◆ホームページ、SNSでの発信

- ・サミットに向けた情報を効果的に発信するため、ホームページ、Facebook、Twitterを使ったサミット関連情報の継続的な発信。

◆ポスター、リーフレット、チラシ等によるPR

- ・サミット開催の気運醸成のため「伊勢志摩サミット2016」ポスターを作成し、県内外に展開(7/14)。

◆海外ミッションの機会等を利用したPR

- ・三重県でのサミット開催をアピールするとともに、三重県の知名度向上をはかるため、ミラノ万博等で県民議長（知事）トップセールスを展開。

◆海外プレスツアーの展開など

- ・サミット開催を活用し、県内各地の魅力を海外に効果的に発信するとともに、開催後につなげるため、海外プレスツアーを複数回実施予定。